

第 2 回 倉敷市教育委員会議事録			
1 開催期日		令和 7 年 2 月 1 3 日（木）	
2 開会及び閉会時刻		開会時刻 1 4 時 0 0 分 閉会時刻 1 5 時 1 8 分	
3 場所		教育委員室	
4 出席者		仁 科 康	
		江 原 雅 江	
		大 原 あかね	
		難 波 弘 志	
		沼 本 浩 彰	
5 会議に出席した事務局又は教育機関の職員の 職 氏名			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	早 瀬 徹	副参事	倉 本 英 明
参 事	島 田 旭	次 長	丸 野 善 嗣
参 事	松 尾 真 治	所 長	田 中 栄 嗣
部 長	根 岸 正 治	課長代理	吉 田 猛
参 事	渡 邊 直 樹	課長代理	武 内 栄 治
部 長	森 茂 治		
副参事	加 藤 圭 二		
次 長	湯 地 嘉 隆		
6 教育長等の報告			

7	議題	議案第3号	令和6年度2月補正予算案（教育委員会関係分）について
		議案第4号	令和7年度当初予算案（教育委員会関係分）について
		議案第5号	倉敷市立幼稚園条例の改正について
		議案第6号	学校法人等の助成に関する条例の改正について
		議案第7号	令和6年度倉敷市教育委員会教育功労者表彰について
		議案第8号	倉敷市学校給食共同調理場条例の改正について
		議案第9号	倉敷市歴史民俗資料館条例の改正について
		議案第10号	倉敷市労働会館条例等の一部を改正する条例の改正について
8	議事の概要、質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項		
	別紙のとおり		
9	傍聴の状況	公開	傍聴人 0名
	議事録者氏名	武 内 栄 治	
	議事録署名委員		
	教育長	仁 科 康	
	委 員	江 原 雅 江	

〈教育長〉 それではただいまから、教育委員会を開催いたします。

ただいまのご出席は5名、会議は成立いたしました。

この度の教育委員会は、対面による会議方式及び「Zoom」によるWeb会議方式の併用により開催しますので、よろしくお願いします。

まず、教育委員会 議事録についてですが、前回の1月23日につきまして、各委員の皆様におかれましては、内容をご確認いただきましたでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 1月23日の議事録につきまして、承認することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、1月23日の議事録を承認することとします。

次に、本日の議案第7号「令和6年度倉敷市教育委員会教育功労者表彰について」は、倉敷市教育委員会 会議規則第13条に基づき、非公開で最後に審議することとし、そのほかは公開としてよろしいでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第7号は非公開にて、最後に審議することとし、そのほかは公開とすることに決定いたしました。

本日の傍聴希望者はございません。

それでは、審議に入ります。議案第3号「令和6年度2月補正予算案（教育委員会関係分）について」のご説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉 当日配付資料の1ページをお願いします。

議案第3号「令和6年度2月補正予算案（教育委員会関係分）」についてでございますが、2月定例市議会に提出する議案の作成に係る市長への意見の申出について、議決を求めるものでございます。

それでは、令和6年度2月補正予算（案）につきまして、その概要をご説明い

たします。資料、5ページをお願いいたします。

まず、今回の2月補正予算の規模でございますが、上段の表、令和6年度一般会計及び教育費予算額対比一覧表の下から2行目、2月補正予算額をご覧ください。教育費につきましては、52億7,906万4千円を増額し、2月補正予算後の教育費の累計は、201億1,669万2千円で、一般会計に占める割合は、8.5%となっております。

次に、その下の表、令和6年度教育費予算項別一覧表でございますが、表の下、計の欄をご覧ください。令和5年度最終予算額と比較しますと、今回の補正予算後の額の割合は、99.1%となっております。

続いて、各項目別の歳出につきまして、その概要をご説明いたします。

10ページの繰越明許費、11ページの債務負担行為補正につきましては、該当する予算の説明の中で触れさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、6ページ7ページの2月補正予算額内訳書をご覧ください。

「事務局費」の「事務局関係経費」につきまして、学校園・保育所及び公民館等社会教育施設の可燃ごみ収集業務を委託するため、令和7年度に、4,273万6千円を限度額として、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に「教育ICT推進費」の「情報教育推進事業」につきましては、学校ICT支援員を派遣するため、令和7年度に、3,115万6千円を限度額として、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

その下、「教育用コンピュータ整備事業」の減額につきましては、小学校用コンピュータ機器借上料の減でございます。

次に「小学校建設費」の「小学校施設整備事業」は、国の補正予算を活用して実施する、外壁改修など小学校施設の改修等を行うための工事費が主なもので、国の補正予算を活用するため、令和7年度当初予算の予定分を今年度2月補正

予算に前倒しして計上し、その全額を次年度に繰り越すものでございます。

これらの小学校施設整備事業につきましては、繰越明許費を併せてお願いしております。

こうした経費のほか、「万寿東小学校、第四福田小学校の屋内運動場改修に向けた設計委託料」は、適正な設計期間を確保するため補正予算をお願いするもので、あわせてこちらも繰越明許費をお願いしております。

次に「中学校建設費」の「中学校施設整備事業」は、国の補正予算を活用して行う、外壁改修など中学校施設の改修等の工事費が主なもので、こちらにつきましても、その全額を次年度に繰り越すものでございます。

こうした経費のほか「連島中学校、玉島北中学校の屋内運動場改修に向けた設計委託料」は、適切な設計期間を確保するため補正予算をお願いするものでございます。

続いてその下、「義務教育学校施設整備事業」につきましては、国の補正予算を活用して実施する「下津井中学校の改修工事費」の増分でございます。

これらの中学校施設整備事業につきましても、繰越明許費を併せてお願いしております。8ページ9ページをお願いします。

「幼稚園建設費」の「幼稚園施設整備事業」は、国の補正予算を活用して行う外壁改修など幼稚園施設の改修等の工事費でございます。こちらにつきましても、その全額を次年度に繰り越すもので、併せて繰越明許費をお願いしております。

次に「学校給食費」の「学校給食運営事業」につきましては、重点支援地方交付金を活用し、子育て世帯の負担軽減を図るため、小・中・支援学校の給食費1ヵ月分を市が負担するものでございます。

次に「共同調理場建設費」の「倉敷学校給食共同調理場整備運営事業」につきましては、スライド条項適用により契約金額を変更するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

最後の「（仮称）児島学校給食共同調理場整備運営事業」につきましては、国の補正予算を活用して実施する、施設整備運営委託料の増でございます。こちらにつきましても、その全額を次年度に繰り越すもので、併せて繰越明許費をお願いしております。

続きまして、10ページ11ページをお願いします。

令和6年度2月補正予算「繰越明許費補正」及び「債務負担行為補正」につきましては、先ほどの予算額内訳書での説明と重複いたしますので、改めての説明は控えさせていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。令和6年度2月補正予算案についての説明でしたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

〈難波委員〉 今の国の補正予算に伴う工事費の増の年度別の予算をどういうふうに動かすのか、もうちょっと分かりやすく説明していただけたらと思います。今年度と来年度と、どういうふうに違うのか分かりにくかったもので、どういう意味なのか少し補足をお願いします。

〈島田参事〉 元々、7年度に工事を予定して費用を用意しておりましたけれども、財源として国の補正予算に充てまして、活用するために、前倒しにいたしまして、全額を繰り越しまして、7年度中にかけて事業を行うということでございます。

〈教育長〉 7年度でやる予定だったのが、今年度に補正をして、国の補正予算をお願いする。補正予算がついたら、それをまた来年度に使うという。

〈難波委員〉 何となく分かりました。ありがとうございます。

〈教育長〉 他にございませんか。よろしいでしょうか。

それではお諮りします。議案第3号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第3号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号「令和7年度当初予算案（教育委員会関係分）について」のご説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉 当日配布資料の13ページをお願いします。

「議案第4号 令和7年度当初予算案（教育委員会関係分）についてでございますが、2月定例市議会に提出する議案の作成に係る市長への意見の申出について、議決をお願いするものでございます。

それでは、令和7年度当初予算（案）につきまして、その概要をご説明いたします。資料の17ページをお願いいたします。

上段の表、「令和7年度一般会計及び教育費予算額対比一覧表」をご覧ください。表の一番下、国補正予算への対応分として、令和6年度2月補正予算に前倒して計上した額、こちらを含めた令和7年度教育費予算額は、223億6,623万7千円で、一般会計予算総額に占める割合は10.3%となっております。

次に、その下の表、「令和7年度教育費予算項別一覧表」でございますが、表の下、計の欄をご覧ください。6年度当初予算に肉付け予算となる6月補正予算額を加えた額との比較では、157.5%となっております。

初めに、「1項 教育総務費」が前年対比として、増額となっております主な要因でございますが、人事院勧告に基づく正規職員の給与改定及び会計年度任用職員の報酬改定分でございます。

続いてその下、「5項 小学校費」の増額につきましては、小学校7校の屋内運動場にエアコンを設置する経費や長尾小学校校舎増築等の工事費などによるものです。

続いて「10項 中学校費」につきましても、中学校2校の屋内運動場へのエアコン設置に要する経費や倉敷第一中学校の校舎増築実施設計等委託料などが増額の主な要因でございます。

続いて「15項 高等学校費」の減額は、玉島高等学校の閉校及び霞丘校の物

品整備の完了によるものでございます。

続いて「２５項 幼稚園費」の増額は、それぞれの前年度２月補正予算に前倒し計上した外壁改修・屋上防水工事の対象園数は、２園ずつと同じでございますが、物価上昇などの影響や屋上防水の施工面積など施工内容の違いなどによるものでございます。

続いて「３０項 生涯学習費」の増額は、船穂公民館及び船穂憩の家複合化事業費によるものです。

最後に「３５項 学校保健費」の増額は、令和６年２学期から給食提供を開始した倉敷学校給食共同調理場運営費及び（仮称）児島学校給食共同調理場整備運営事業費によるものでございます。

次に、１８ページ・１９ページをご覧ください。

令和７年度当初予算の歳出のうち新規事業、増減の大きいもの、市として特に取り組みを推進するもの、また、都市・生活基盤等の整備に伴うものなど主なものについて、資料の「当初予算額内訳書」によりご説明いたします。

内訳書の中で（ ）書きの金額は、２月補正予算前倒し等の金額を含めたものでございます。

それでは教育費３つ目の「教育ＩＣＴ推進費」のうち「教育用コンピュータ整備事業」及び「ネットワーク・システム整備事業」につきましては、学校の校務用、教育用コンピュータ等の借上料、教育委員会のネットワーク機器やシステムの借上料、電算システムの運用委託料などでございます。

前年度からの増額の主な理由は、端末や学校園事務ネットワークシステムなどの更新によるものでございます。

このシステム更新については、「学校園事務ネットワークシステム更新・運用のため、令和８年度から１２年度までの期間、１億９，１５８万８千円を限度額として」、「図書館システム借上げのため、令和８年度から令和１３年度までの期間、４億６，１９６万２千円を限度額として」、それぞれ債務負担行為

の設定をお願いするものでございます。

同じく「GIGAスクール構想に対応したパソコン等整備事業」につきましては、児童生徒1人1台パソコンの借上料と学習者用ソフトウェアの使用料などが主なもので、前年度から減額となっておりますのは、主に1人1台パソコンの修理費の減によるものです。

あわせて、「GIGAスクール構想で整備した1人1台端末を更新するため、令和8～12年度の期間、8億8,848万円を限度額として」、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続いて「小学校建設費」の「小学校施設整備事業」につきましては、断熱化改修が完了する粒江小学校ほか6校の屋内運動場にエアコンを設置するための委託料、全校対象施設修繕料などを計上しております。

なお、先ほどの議案第3号の「令和6年度2月補正予算案」でご説明をいたしましたように、「外壁改修及び屋上防水」や「トイレ洋式化改修」など事業の一部の経費につきましては、国補正予算を活用した2月補正予算として前倒し計上しております。

「小学校校舎等建設事業」につきましては、第二福田小学校及び長尾小学校の校舎等を増築するための経費を計上しております。

なお、長尾小学校につきましては、令和8年度に、4億4,631万1千円を限度額として、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次の「中学校建設費」の「中学校施設整備事業」につきましては、断熱化改修が完了する連島南中学校ほか1校の屋内運動場にエアコンを設置するための委託料、全校対象施設修繕料などを計上しております。

なお、「外壁改修及び屋上防水」や「トイレ洋式化改修」など事業の一部の経費につきましては、国補正予算を活用した2月補正予算として前倒し計上しております。

その下の「中学校校舎等建設事業」につきましては、倉敷第一中学校の校舎等

を増築するための実施設計等委託料を計上しております。

また「義務教育学校施設整備事業」につきましては、義務教育学校を設置するための経費を計上しており、その一部の経費を国の補正予算を活用した2月補正予算へ前倒し計上しております。

次に、「幼稚園建設費」の「幼稚園施設整備事業」につきましては、全園対象施設修繕料、万寿幼稚園ほか4園の照明LED化工事費などを計上しております。こちらにつきましても、その事業費の一部を2月補正予算に前倒し計上しております。

20・21ページをお願いします。

「学事費」の「奨学金貸付・給付事業」につきましては、学業成績は優秀であるが、経済的事情により修学が困難な学生等に対して、奨学金を貸付・給付することにより修学の支援を行うものでございます。

また、「就学事務システム管理事業」につきましては、学校で使用する学籍・就学及び就学援助システムの保守委託料として計上しております。この「就学事務システム管理事業」につきましては、「令和8年度に653万4千円を限度額として」、また、国の標準化基準に適合したシステムへ移行するための「就学事務システム標準化移行業務委託事業」につきましては、「令和8年度に8,360万円を限度額として」、それぞれ債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、「特別支援学校学事管理費」の「スクールバス運行事業」につきましては、倉敷支援学校の送迎用スクールバスの経費でございます。

次に「公立幼稚園預かり保育実施事業」につきましては、令和7年度から、万寿東幼稚園と郷内幼稚園の2園が増え、連島西浦幼稚園と連島東幼稚園の統合により連島幼稚園となるため1園が減ることになります。全体としては1園が増えることになり、預かり保育実施園26園に配置する預かり保育専任員の報酬等を計上しております。

前年度に比べて増額となっておりますのは、主に報酬の引き上げによるものです。

次に「公立幼稚園3歳児保育実施事業」につきましては、3歳児保育実施園34園のうち、3歳児が10人を超える学級に配置する3歳児支援員の報酬等を計上しております。

実施園の増加に伴う助教諭等の増員、報酬の引き上げにより前年度に比べて増額となっています。

次に、「就学援助事業」につきましては、経済的な理由により就学困難な児童生徒に対して、新入学学用品などの費用の一部を援助するための扶助費でございます。

次に、「通級指導推進事業」につきましては、非常勤講師等を配置し、言語面や情緒面に障がいのある幼児・児童・生徒に対してきめ細かい指導を行っていくものでございます。

ひとつ飛びまして、「非常勤講師等単市加配事業」につきましては、特別支援教育、生徒指導及び教科指導の充実を図るために、小・中・高校・特別支援学校に目的に応じて非常勤講師等を配置し、子ども一人一人にきめ細かい学習指導を行うものであります。

次の「教師業務アシスタント配置事業」につきましては、教員の働き方改革を推進するとともに学校現場の教育体制の充実を図るため、小・中学校へ教師業務アシスタントを配置する経費でございます。前年度に比べて増額となっておりますのは、主に報酬の引き上げによるものです。

22ページ・23ページをお願いします。

「学校・園生活支援員配置事業」につきましては、幼・小・中・高校・特別支援学校に生活支援員を配置し、障がいのある幼児・児童生徒の支援等を行うものでございます。

小学校生活支援員の増員や報酬の引き上げにより前年度に比べて増額となって

おります。

次に、「小1 グッドスタート事業」につきましては、小学校1年生で30人以上の学級がある学校の第1学年全学級を対象に支援員85人を配置し、児童の基本的な生活習慣の確立や基礎学力の向上等を図り、義務教育の円滑なスタートができるよう支援するものです。前年度に比べて増額となっておりますのは、主に報酬の引き上げによるものでございます。

次に、「不登校等対策総合事業」のうち、「スクールカウンセラー配置事業」につきましては、不登校やいじめなどの学校で起こる様々な課題に対し、未然防止、早期発見、早期対応を行うため、教師等に指導助言を行うスーパーバイザーや、直接児童生徒に関わるスクールカウンセラーを配置してまいります。

続いて、「教育センター事業（ふれあい教室事業）」につきましては、不登校児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を行うためのもので、従来から行っていた倉敷、水島、児島、玉島、真備の5教室での対面指導に加え、令和6年度からはオンライン対応の教育指導員3人を配置し、オンラインによる指導を実施しており、令和7年度も引き続き実施する予定です。

次の「生徒指導総合実践事業」につきましては、不登校や問題行動などの未然防止を図るために、校内等の巡回や生徒や保護者への支援を行う支援員を、中学校に配置してまいります。また、「自立応援室支援員配置事業」として、教室に入りづらい児童生徒の居場所となる教室以外の別室「自立応援室」での生活や学習支援の充実を図るため、常駐の支援員6人を小・中学校に配置します。また、令和7年度からは、新たに、小・中学校計15校に対して、専用端末を配置することにより、不登校児童生徒の自宅と自立応援室とをつなぎ、オンライン支援を行ってまいります。

次の「不登校児童支援員配置事業（小学校）」につきましては、県からの委託により、小学校の不登校対策のため、家庭訪問、教育相談、生活・学習支援を行う支援員を配置してまいります。

次の「不登校生徒支援員配置事業（中学校）」につきましては、中学校の不登校対策のため、家庭訪問、教育相談、生活・学習支援を行う支援員を配置してまいります。

「不登校対策非常勤講師配置事業（中学校）」につきましては、不登校生徒への対応時間を確保するため、非常勤講師17人を配置する経費でございます。続いて、「指導費」のうち、「英語教育推進事業」につきましては、実際のコミュニケーションにおいて、英語を表現・理解し、伝え合う力を身につけるため、外国人英語講師25人を配置してまいります。また、小学校5・6年生全員について、個別学習が可能となる英語学習ソフトの使用料の負担を行ってまいります。

次の「学校問題支援プロジェクト事業」につきましては、いじめの重大事案や児童生徒による暴力行為、保護者からの理不尽な要求など、学校だけでは解決が難しい諸問題に適切に対応するため、各分野の専門家で構成する学校問題支援プロジェクトチームによる対処方策の検討や助言、必要に応じて学校の支援を行う支援スタッフを配置してまいります。

次の「学力向上支援事業」につきましては、学習内容の理解を深めるため、児童生徒の状況に応じた問題を提供する学習支援ソフトの導入と、学習支援員を配置します。また、学習支援ソフトを活用して、児童生徒の状況に応じた問題提供を行うことで、さらなる学習支援や個別指導を進め、学力の定着を図ってまいります。

次の「放課後学習サポート事業」につきましては、県からの委託により学習内容の理解を深めるため、小・中学校で、放課後や、長期休業中等に、学習支援ソフトなどを活用して、児童生徒の状況に応じた学習支援を行ってまいります。

次の「特別支援教育推進事業」につきましては、発達障がいを含む障がいのある幼児・児童生徒のため、特別支援教育専門家スタッフ、特別支援教育相談員及び看護支援員等を配置し、相談や、学校園への指導助言、たん吸引などの医

療的ケア等を行い、引き続き支援体制の強化を図ってまいります。

なお、前年度に比べ増額となっておりますのは、医療的ケアを必要とする児童が1人増となったため、看護支援員の配置を増強したものでございます。

24ページ・25ページをお願いします。

「指導振興費」の「中学校教科書採択替事業」につきましては、令和7年度からの教科書採択替えに伴う、中学校の教師用教科書、教師用指導書等の購入経費でございます。

次の「採点支援システム導入事業」につきましては、中学校教員が生徒に関わる時間を確保するための採点支援システム使用料でございます。

前年度に比べて指導振興費が減額となっておりますのは、主に小学校教科書採択替え2年目による教科書等の購入減によるものです。

続いて、「学校保健費」のうち「学校健康管理事業」につきましては、学校医・学校歯科医及び学校薬剤師等報酬のほか、児童生徒及び教職員の健康診断等委託料などでございます。

次の「学校防災教育推進事業」につきましては、小学生が自らの防災意識の向上を図るための経費および、中学生が家庭や地域と連携した防災活動を自ら考え、取り組むための経費を計上しております。

次の「部活動指導体制推進事業」につきましては、部活動を指導する教員の負担を軽減するとともに、技術指導力の補完による部活動の質的な向上を図るため、専門的な知識や技能を有する指導員を配置するものであります。

なお、前年度に比べ増額となっておりますのは、前年度は6月補正で計上した経費を今年度は当初予算で計上したため、増額となったものです。

続いて、「学校給食費」のうち「学校給食運営事業」につきましては、給食調理業務の委託料のほか、調理場の備品購入費などでございます。

なお、前年度に比べ減額となっておりますのは、令和6年2学期に倉敷学校給食共同調理場が給食提供を開始したことに伴い、自校方式調理場が57校から

4 4 校に減となったため、自校方式の給食調理業務に係る経費が減額となったものです。

次に、「学校徴収金収納管理事業」につきましては、令和8年度から学校給食費を含む学校徴収金の収納管理を行う新規事業でございます。令和7年度に契約を行う収納管理システムの開発委託料のほか、令和7年秋頃から受付を開始予定の口座振替の登録に係る手数料などを計上しております。

一つ飛びまして、「共同調理場建設費」のうち「倉敷学校給食共同調理場整備運営事業」につきましては、令和6年2学期から給食提供を開始した倉敷学校給食共同調理場の運営委託料でございます。

6年度の事業費のうち一部を、国の補正予算を活用した5年度2月補正に前倒し計上したことで、7年度事業費が前年度に比べて増額となっております。

次の「（仮称）児島学校給食共同調理場整備運営事業」につきましては、海技大学校跡地に、児島地区の自校方式調理場を集約した新共同調理場を整備するもので、令和7年2学期からの給食提供を予定しており、設計・建設のモニタリング支援業務委託料と調理場稼働に伴う物品の購入費などを計上しています。

なお、給食調理、配送、施設管理等をPFI委託し、その事業費の一部につきましては国補正予算を活用した2月補正予算に前倒し計上しております。

次の「（仮称）玉島学校給食共同調理場整備運営事業」につきましては、旧玉島学校給食共同調理場跡地及び現市立玉島高校跡地の一部に、玉島、船穂及び真備地区の調理場を集約した新共同調理場を整備するもので、令和10年2学期からの給食提供を予定しており、整備運営に向けたアドバイザー業務委託を計上しております。

また、「令和8年度から令和25年度までの期間、131億5,400万円を限度額として」、設計・建設のモニタリング支援業務委託につきましても、「令和8年度から10年度までの期間、1,796万3千円を限度として」、それ

ぞれ債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続いて、「成人教育費」「地域学校協働活動推進事業」につきましては、地域住民が主体となり、学校での学習支援や環境整備などの支援活動を通して子どもたちと触れ合うことで子どもたちの豊かな人間性を養い育むとともに、地域の教育力の向上を図るもので、主な経費は学校ごとに組織される協働本部への委託料でございます。

令和7年度は、実施校を80校から84校に増やし、地域と学校の連携をより推し進めてまいります。

その下、「青少年教育費」のうち、「二十歳（はたち）の集い記念事業」につきましては、20歳になる方の新しい門出を祝福し、市民意識の高揚や社会人としての自覚を促すための式典を実施するものでございます。

26ページ・27ページをお願いします。

「放課後子ども教室推進事業」につきましては、地域の子どもたちの健全育成を目的に、地域の大人が放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した子どもたちの学習活動やスポーツ・文化活動を支援するための、運営委員会への委託料でございます。

次に、「高梁川流域パスポート事業」につきましては、流域圏域の小学生を対象に、各市町の美術館や博物館などの社会教育施設等を紹介したパスポートを配布するとともに、入館料の免除やスタンプラリーなどを実施するものでございます。

次に、「高梁川流域学び直し支援事業」につきましては、高梁川流域圏域の社会参画に困難を抱える若者等を対象として、カウンセリング・学習支援・居場所の提供等を実施するものでございます。

続いて、「自然の家費」、「自然の家施設整備運営事業」につきましては、PFI手法を活用した自然の家の施設整備運営事業委託料でございます。

続いて、「生涯学習施設整備費」のうち「自然史博物館施設整備事業」につき

ましては、現在の自然史博物館をライフパーク倉敷に移転する事業について事業者の選定を行うための支援業務等委託料でございます。

次に、「歴史民俗資料館整備事業」につきましては、倉敷市庁舎等再編整備事業において本庁舎エリアに新設する複合施設棟と一体的な活用を目指して整備を行うための倉敷歴史民俗資料館の耐震診断に係る業務委託料でございます。

次に、「公民館等複合化事業」につきましては、船穂公民館及び船穂憩の家における複合化のための工事費のほか、真備公民館及びまきび荘を複合化するための設計委託料でございます。

続いて、「文化財保護費」のうち、「伝統的建造物群保存事業」につきましては、それぞれの地区内にある建物の修理修景費の一部を助成するものでございます。

1つ飛びまして、「楯築遺跡保存整備事業」につきましては、国指定の史跡である楯築遺跡の保存整備を行うための発掘調査に要する経費でございます。

次に「図書館費」のうち「図書館管理運営事業」につきましては、玉島図書館において、E S C O運営委託を行うための経費などでございます。

一つ飛びまして、「高梁川流域図書館相互利用推進事業」につきましては、高梁川流域圏域の公立図書館の相互利用を推進するための経費でございます。

続いて、「美術館費」のうち「美術館展覧会事業」につきましては、10月11日（土）～12月14日（日）に開催予定の特別展「やべみつのりと矢部太郎～『ぼくのお父さん』のふるさと・くらしき」展（仮称）開催に係る経費などでございます。

28ページ・29ページをお願いします。

「公民館費」のうち、「公民館管理運営事業」につきましては、倉敷公民館ほか27館の施設維持管理費、講座開催経費、倉敷公民館のE S C O事業運営委託経費などでございます。

次の「公民館施設整備事業」につきましては、福田公民館の屋根改修工事費、

福田公民館ほか4館の照明設備LED化修繕経費などでございます。

最後に、「科学センター費」のうち「宇宙劇場運営事業」につきましては、映画上映権ライセンス使用料など、プラネタリウムの運営経費でございます。

30ページの債務負担行為の設定につきましては、先ほど、当初予算額内訳書の中で触れさせていただきましたので、改めての説明は控えさせていただきます。

簡単ではございますが、令和7年度教育委員会関係分 当初予算の概要につきましての説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

〈教育長〉 ありがとうございます。一年間の予算ということで、非常にたくさん内容がございます。どの点からでも結構です。ご質問等ありましたらお願いいたします。

〈難波委員〉 19ページのところで、今現在、倉敷市内の小学校、中学校でエアコンが設置されている体育館はあるのでしょうか。

〈島田参事〉 エアコンの設置されている体育館はございません。

〈難波委員〉 ゼロですね。今回から新規事業ということですが、小学校が7校、中学校が2校ということで設置が始まるのですね。ぜひ、この温暖化の時代、外での運動も大変で体育館にエアコンが付けば、各学校で運動もしやすくなるでしょう。速やかに来年度、再来年度、もっと早い単位で増えていけばいいなと感じました。

〈教育長〉 ありがとうございます。

〈江原委員〉 素朴な疑問をよろしいでしょうか。屋内運動場というものは体育館と同じ意味と捉えてよろしいですか。

〈島田参事〉 はい、そうです。

〈江原委員〉 すみません。ありがとうございます。

〈教育長〉 とりあえず、小学校、中学校合わせて9校ということで、年次的にというご要望がございました。ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

〈難波委員〉 22ページ、23ページの不登校等対策総合事業について、質問というよりお願いします。かなり予算を増やしていただいて、細かくいろんな人の配置をしてくださっているようです。ふれあい教室が各地区にあり、自立応援室がある学校も増えています。ぜひ、細かい支援をして、今時のオンラインツールを使ったりしての教育指導をよろしくお願いします。

〈教育長〉 ありがとうございます。昨年度から家の方に引きこもっている子どもたちが、今年度ライフパークの方から少しずつ繋げるという意味で、今度は学校から繋ごうということです。そういうことがどんどん広がっていけばいいなと本当に思います。

〈難波委員〉 学校に来られるようになるのが一番なのですが、それができない子どもたちにとってはいろんな方法を使っただけの教育というのををしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。それでは沼本委員さんお願いします。

〈沼本委員〉 軒並み人件費とかがアップしているようですが、同じ22ページ、23ページで、内訳というか、構成を教えてください。学校問題支援プロジェクト事業で、14人から15人への1名増員、その構成員の専門分野となると、私思うに、司法書士、弁護士、それぞれの知識を持ったプロフェッショナルだと思われるのですが、こういった方が構成員の中にいらっしゃるのか教えていただけたらと思います。

〈根岸部長〉 学校問題支援プロジェクトチームですけれども、弁護士それから医師、それから各警察署の生活安全課長、四署の課長です。それから児童相談所の課長、大学の教授等の方々が入っています。実は今日の午前中、その3回目の会議をしたところで、いろんな事案について、ご示唆やご助言、それから解決に向けての手だてをいただいたところです。

〈沼本委員〉 これも私からのお願いレベルのお話になるのですが、前回、教育委員会会議で、非常に残念ですが、教職員の休職による人事異動の議案があったと思います。

もし、それが支援プロジェクトチームでそれぞれの専門の知識の方に、教職員が抱え込まなくて、その専門の方に渡せるのであれば、今後休職される教職員がもし少なくなるのであれば、そういうふうなところにたくさんの予算を付けていただきたい。教職員の不足というのを、これで解決ができるとは100%思いませんが、できる限り休職率というのを下げる意味でもプロジェクトチームをぜひふんだんに活用していただきたいと思います。そのためには予算も必要になってくるのかなと思っていますので、今後この辺の予算が増えることを期待しています。

〈教育長〉 ありがとうございます。学校の教員が、例えば法的なこととかになってくると、なかなか難しい部分があります。やはり、このスタッフの中に弁護士さんも入っておられるということです。学校で難しい問題をこういうところでしっかりよいようにしていただいて、それをまた学校でアドバイスしていただける。そこがスムーズにいけるような形に。今もそうなっているのですが、それがもっともっと充実していけば、休職に追い込まれるような先生方が少しでも減っていくのではないかと思います。ありがとうございます。大原委員さん何かございませんか。

〈大原委員〉 特にないです。ありがとうございます。

〈教育長〉 よろしいですか。他にはございませんでしょうか。内容がたくさんありますので、どちらからでも構いません。

〈沼本委員〉 教えてください。22ページの、放課後学習サポート事業、そして24ページの地域学校協働活動推進事業、そして、26ページの一番上の、放課後子ども教室推進事業。私がちょっと理解できていないのが、それぞれ今言った3項目に分かれていると思うのですが、担当部局も違うところもございます。実は私の中では、放課後事業というのは専ら一つと思っていたので、なぜこのような3つの項目に分かれているのかというのを、初心者レベルで教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

〈森 部長〉 今、委員さんが言われた 24 ページの地域学校協働活動推進事業と、26 ページの放課後子ども教室推進事業は生涯学習課が担当しております。

元々、26 ページの放課後子ども教室推進事業というのが、文部科学省の肝いりで 20 年ほど前に始まった事業です。放課後に子どもたちの居場所を作ろうということで、学校の教室ですとか、校庭を利用してボランティアの方が子どもたちの支えになっていくという事業です。その後に、それを発展的に文部科学省が推進をしていますのが、今言われた 24 ページの地域学校協働活動推進事業という事業となります。こちらは、地域が学校を支えるのではなくて、地域と学校が一緒になって子どもたちの学びについて支援していこうという事業です。ですので、内容のところにも書かせていただいたのですが、26 ページの放課後子ども教室自体が徐々に減っていつています。できるところは地域学校協働活動推進事業の方へ移行していただいております。

内容の方も、放課後だけではなくて、例えば学校の授業に地域のお年寄が集まってきて、昔の戦争体験の話をするなどして、授業に関わっていく、あるいは、放課後に花壇とか運動場とかの校内の整備をボランティアでするなどで学校を支援していこうという事業に変わってきているという状況です。

〈沼本委員〉 まさに地域学校協働本部というのに推し進めていこうという内容でよかったですか。

〈森 部長〉 そのとおりです。

〈沼本委員〉 もう一つの 22 ページの放課後学習サポート事業についてお願いします。

〈根岸部長〉 まさに名前に放課後学習とついているとおり、地域との繋がりとか、先ほどの生涯学習の視点からではなく、学力の保障という面で学習サポートをするための事業です。プリントを作って、それを子どもたちが放課後に学習するのを支援する。学習補充に重視、重点を置いた事業になっております。

算数サポートとか呼ばれていましたが、25 年くらい前か、元になる事業がありました。そうしたものの名前が変わっていつて、残っているものではないか

などと思いますが、学習のサポートを中心にしている事業でございます。

〈沼本委員〉 九九とか算数教室とかそういった感じのものでしたかね。今説明のあった放課後学習サポート事業は、教員がついて教えるというものですか。

〈根岸部長〉 どちらかと言うと支援員さんです。教員もいるのですが、教員をサポートする支援員がついて、たくさんの子どもを見るために、支援員を雇っているということです。

〈沼本委員〉 ありがとうございます。私の中でも、もうガチャガチャになっていましたので。

〈教育長〉 他には何かございませんか。

新しい事業もあつたりします。例えば学校給食費の徴収金の管理、これも新しい事業です。このあたりで何かお尋ねになりたいようなことはございませんでしょうか。

〈難波委員〉 エアコンが早く付き始めるとよいですね。

〈早瀬教育次長〉 エアコンにつきましては、今回は先ほどの国の補正予算を活用して、学校の学習環境整備をするという説明でした。国の補正予算が13兆9,000億円ほどあります。夏が非常に暑いということ、その夏に大規模災害がある場合も踏まえて、補正予算の中で、避難所機能を担う学校の体育館等の空調設備を整備していくということです。国の方は、令和15年度を目途に学校の体育館等にエアコンをと、それに向けて整備を加速をさせるということです。

倉敷市においては、今教育委員さんからもっと早くという強い声をいただいたことを財政当局の方にも届け、速やかに整備をしたいと思っております。

国としては15年度を目途にということですが、ただ災害や暑さによって、子どもたちの運動の機会、休憩時間、または集会、いろんなことに暑さで体育館が使えていない現状もあります。もちろん避難所としての機能もございますが、やはり子どもたちの運動の機会の確保、また集会等に体育館の空調が今も必要な状況にあるということで、できるだけ早く整備できるように頑張っていると思います。以上です。

〈教育長〉 ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

それではお諮りをさせていただきます。

議案第4号につきまして、可決することにご異議ございませんでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第4号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号「倉敷市立幼稚園条例の改正について」のご説明を、
島田参事、お願いします。

〈島田参事〉 議案第5号「倉敷市立幼稚園条例の改正について」 ご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

この議案は、2月定例市議会に提出する条例議案の作成に係る市長への意見の
申出について、議決を求めるものです。

2ページに、新旧対照表を掲載しておりますが、資料の3ページ、こちらの資
料を用いましてご説明をさせていただきます。

改正の理由ですが、連島東幼稚園を連島西浦幼稚園に統合し、名称を連島幼
稚園とすること及び現在休園中の呉妹幼稚園を箭田幼稚園に統合することに伴
い、条例の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、連島西浦幼稚園の名称を連島幼稚園に変更、廃止
となる幼稚園の名称及び位置に関する規定の削除の2点でございます。

条例の施行日は、令和7年4月1日でございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

〈教育長〉 ありがとうございます。幼稚園条例の改正ですけれども、ご質問等ござい
ましたらお願いいたします。

〈各委員〉 ないです。

〈教育長〉 それではお諮りをさせていただきます。

議案第5号につきまして可決することにご異議ございませんでしょうか。

〈各委員〉 ないです。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第5号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第6号「学校法人等の助成に関する条例の改正について」のご説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉 会議資料5ページを御覧ください。

議案第6号「学校法人等の助成に関する条例の改正」につきまして、2月定例市議会に提出する条例議案の作成に係る市長への意見の申出について、次のとおり議決を求めるものでございます。

改正の理由でございますが、私立学校法の一部改正に伴い、引用条項の規定を整備するため条例を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、当該条例におきまして、私立学校法を引用している部分について、条項のずれが生じる箇所を整備するもので、ここにお示ししている条項について改正をいたします。

施行日は、私立学校法改正施行日に合わせて、令和7年4月1日としております。次のページ、6ページには新旧対照表をお示しさせていただいております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございました。何かご質問等ございますでしょうか。

〈各委員〉 ないです。

〈教育長〉 それではお諮りをさせていただきます。

議案第6号につきまして可決することにご異議ございませんでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第6号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第8号「倉敷市学校給食共同調理場条例の改正について」のご説明を、渡邊参事、お願いします。

〈渡邊参事〉 議案第8号「倉敷市学校共同調理場条例の改正について」説明いたします。資料の7ページをご覧ください。この議案は、2月定例市議会に提出する条例議案の作成に係る市長への意見の申出について、議決を求めるものです。現在、

J R 児島駅の東側、海技大学校の跡地に（仮称）児島学校給食共同調理場の工事が順調に進んでおります。共同調理場を含め教育機関を設置する場合には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第3条の規定に基づき、条例に定める必要があります。つきましては、倉敷市立児島学校給食共同調理場を設置するため、条例に名称と所在地を規定するものです。条例の施行日は、施設の引渡し予定が令和7年6月末であるため令和7年7月1日としております。なお、8ページに「新旧対照表」を掲載しております。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

〈教育長〉 ありがとうございます。調理場の方ですが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

〈各委員〉 ありません。

〈教育長〉 ご質問よろしいでしょうか。

それではお諮りします。議案第8号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第8号は可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号「倉敷市歴史民俗資料館条例の改正について」のご説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉 資料の9ページをご覧ください。議案第9号「倉敷市歴史民俗資料館条例の改正について」説明をさせていただきます。この議案は、2月定例市議会に提出する条例議案の作成にかかる市長への意見の申し出について、次のとおり議決を求めるものであります。

「倉敷市福田歴史民俗資料館」は、「倉敷市公共施設個別計画」において、令和9年度以降に福田南公民館、古新田憩の家との複合化が計画されており、複合化に向けた施設のあり方や方向性の検討を進めているところであります。その結果を反映して施設の運営ができるよう、令和7年度は指定管理期間を単年

度とさせていただいております。また、校外学習で資料館を活用していただいていた近隣小学校も、令和５年度から来館による学習が難しくなるなど、平日の開館について見直す必要も生じてきました。

こうした現状を踏まえ、この度の条例改正で、資料館の休館日を見直すもので、改正の理由としましては「倉敷市福田歴史民俗資料館の効率的な施設運営を図ることを目的に、休館日を変更するため、条例を改正するもの。」としております。改正の主な内容は、「休館日を週３日から週５日に拡大し、土曜日、日曜日のみの開館」とするものです。

なお、学校等から休館日に見学の希望がある場合は、臨時開館を行い対応する予定としています。１０ページに新旧対照表を掲載していますので、ご参照下さい。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

〈教育長〉 ありがとうございます。何かご質問等ございましたらお願いいたします。

〈各委員〉 ないです。

〈教育長〉 それではお諮りします。議案第９号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第９号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第１０号「倉敷市労働会館条例等の一部を改正する条例の改正」のご説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉 資料は１１ページからとなっていますが、１９ページに改正の概要を掲載していますので、まずそちらをお願いします。議案第１０号は「倉敷市労働会館条例等の一部を改正する条例の改正について」の説明をさせていただきます。この議案は２月定例市議会に提出する条例議案の作成に係る市長への意見の申出について議決を求めるものでございます。

「倉敷市労働会館等の一部を改正する条例」は、令和６年度１１月議会において、議決されましたが、このうち市民学習センターが所管する公民館の施設使

用料を規定した倉敷市公民館条例につきまして、使用料の算定に誤りがありましたので、これを改訂するため、条例を改正するものです。

主な改正内容については、倉敷公民館、水島公民館の一部の施設使用料を算定する際に1時間分多く算定していたため、これを改めさせていただきます。また、一部の公民館において、施設使用料が激変緩和措置の下限70%を下回っていたものを下限の範囲内に改めるものです。9ページから15ページに改正文、16ページから18ページに新旧対照表を掲載していますので、ご参照下さい。なお、施行日は、公布の日からです。

この度は、教育委員会・議会に上程する議案に誤りがありましたことを大変重く受け止めており、この場をお借りしてお詫び申し上げます。今後、このようなことが起きないように事務のチェック体制、管理体制を見直し、再発防止に努めてまいります。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

〈教育長〉 ありがとうございます。この前改正されたものをさらに改正ということで、ご質問等ございましたらお願いいたします。

〈各委員〉 ないです。

〈教育長〉 それではお諮りします。議案第10号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 ないです。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第10号は可決することに決定いたしました。本日は報告事項がございませんので、以上で非公開案件を除く議題は終了しましたが、事務局から他に何かございますか。

〈事務局〉 ございません。

〈教育長〉 それでは、各委員の皆様方の方から何かございますか。

〈各委員〉 ありません。

〈教育長〉 1つだけ。昨日、よい子強い子の表彰式がありまして、個人、団体合わせて94件の表彰がありました。受賞者代表で小学生児童がお礼の挨拶ということで、

市長さんの前でお礼を言おうとしたのですが、言葉が出ないくらい緊張していました。表情も本当に強張っていた感じだったんですけど、何とか最後まで挨拶をきちんとやりとげました。すごく緊張したんだろうな、でもきっといい経験になったんだろうなということを思いました。

中学生の中で、北朝鮮の拉致問題を取り上げて、その作文が全国で最優秀を受賞したことに対する表彰がありました。

倉敷特別支援学校の高等部にはクリーン班があるそうなのですが、その子どもたちが、卒業後に生きる働く力を身につけるんだということを目標に、中庭清掃活動であるとか、お世話になった事業所の車の掃除であるとか、そういったことに取り組んだことに対して、これも素晴らしい活動だったということで表彰を受けられました。

その他の人命救助があったり、いろんなボランティア、それからもちろんスポーツや芸術等で素晴らしい成績を修めて、94件という多くの個人、団体に表彰がありました。

市長さんも、本当に誇りに思える子どもたちだ、倉敷の将来を担っていく子どもたちが多くいることを非常にうれしく思うというふうにおっしゃられておりました。私も同感だったのですが、その中でちょっと内容がはっきり公表されていないこともあり、一つだけ私が非常に印象に残ったものを取り上げ、お伝えさせてください。

倉敷市立工業高等学校が、素晴らしい成果を上げたということで、昨日のよい子強い子を表彰を受けました。これは、自分たちで課題を見つけて、それを解決していったということなんですけれども、普段は電気が点いていて明るいのですが、夜間の学校ということですから、もし地震が起きて、真っ暗になったらどうするかというものでした。非常灯も誘導灯もないらしく、実際にそういうことが起きたら、どういうふうに避難したらいいのだろうかということが、自分たちの問題として挙がったそうです。それをどう解決していったらいいの

だろうかということのをいろいろ考えていく中で、工業高校としてはモノづくりというものを今までやってきていますから、自分たちの生命、安全を守るために、何かいい方法はないだろうかということで、自分たちで非常灯や防犯灯を制作したと、そのことを、高校のテクノフォーラムというところで発表したら、満場一致で最優秀賞を獲得したということでした。

校長先生は、過去にない画期的なことだというふうに仰られていました。この前も少し話を聞く機会がありましたが、やはり中学校時代あまり陽の目を見なかった、どちらかというと学校に来にくかったという子どもたちが、自分たちでそういう自己肯定感を得られたということ、こういう表彰を受けたということは、本当に子どもたちも嬉しかっただろうし、それを指導した先生方もとても嬉しかったんだろうなと感じました。そのことが大変印象に残ったので、お伝えしておこうとお話しさせてもらいました。

他にもいろいろ本当に一生懸命頑張って成果を挙げた子どもたちが多かったことを大変うれしく思っております。

他に何か委員さんの方からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、何もないければ議案第7号を非公開で行います。関係者以外の方はご退席いただけたらと思います。ありがとうございました。